

平成 20 年 6 月 18 日

財 務 省

農 林 水 産 省

経 済 産 業 省

参考資料

(危機対応制度関係)

I. 関係法令

法律

- ・ (株) 日本政策金融公庫法 (抄) 1

政令

- ・ (株) 日本政策金融公庫法施行令要綱 7
- ・ (株) 日本政策金融公庫法施行令 8

省令

- ・ (株) 日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令 (概要) 14
- ・ (株) 日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令 16

告示

- ・ 告示 (案) の概要 23
- ・ 株式会社日本政策金融公庫法 (平成十九年法律第五十七号) 第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を定める件 (案) 25
- ・ 株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令第十五条第一項ただし書の規定に基づき、主務大臣が別に定めるものを定める件 (案)」 28

II. 実施方針等

- ・ 危機対応円滑化業務実施方針 (骨子) 30
- ・ 危機対応円滑化業務実施方針 32
- ・ 危機対応円滑化業務に係る協定書 (案) (骨子) 37
- ・ 危機対応業務に関する規程 (案) (骨子) 39

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号（抄））

第一章 総則

（目的）

第一条 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三 （略）

四 特定資金 内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な資金であって政令で定めるものをいう。

五 危機対応業務 特定資金の貸付け、特定資金に係る手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受け、特定資金の調達のために発行される社債の応募その他の方法による取得又は特定資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受け（以下「特定資金の貸付け等」という。）のうち、公庫からの信用の供与（第四十一条第六号に掲げる業務に該当するものを除く。）を受けて行うものをいう。

第三章 業務

（業務の範囲）

第十一条 （略）

2 公庫は、その目的を達成するため、主務大臣が、一般の金融機関が通常の条件により特定資金の貸付け等を行うことが困難であり、かつ、主務大臣が指定する者（以下「指定金融機関」という。）が危機対応業務を行うことが必要である旨を認定する場合に、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 指定金融機関に対し、特定資金の貸付け等に必要な資金の貸付けを行うこと。
- 二 指定金融機関が行う特定資金の貸付け等に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合において、その債権者である指定金融機関に対して

その弁済がなされないこととなった額の一部の補てんを行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

- 3 公庫は、前二項に規定する業務のほか、その目的を達成するため、指定金融機関が行った特定資金の貸付け等であって前項第一号又は第二号に掲げる業務に係るものについて、当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

(危機対応円滑化業務実施方針)

第十五条 公庫は、主務省令で定めるところにより、第十一条第二項及び第三項に規定する業務（以下「危機対応円滑化業務」という。）の方法及び条件その他危機対応円滑化業務を効果的かつ効率的に実施するための方針（以下「危機対応円滑化業務実施方針」という。）を定めなければならない。

- 2 公庫は、危機対応円滑化業務実施方針を定めようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 公庫は、前項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、危機対応円滑化業務実施方針を公表しなければならない。

(指定)

第十六条 第十一条第二項の規定による指定（以下この条、次条第一項、第十八条、第二十五条第三項、第二十六条及び第二十七条において「指定」という。）は、危機対応業務を行おうとする者の申請により行う。

- 2 指定を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い、危機対応円滑化業務実施方針を踏まえて危機対応業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、これを指定申請書に添えて、主務大臣に提出しなければならない。
- 3 業務規程には、危機対応業務の実施体制及び実施方法並びに特定資金の貸付け等のために必要な危機対応円滑化業務による信用の供与の内容に関する事項その他の主務省令で定める事項を定めなければならない。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。
- 一 この法律、銀行法その他の政令で定める法律又はこれらの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - 二 第二十六条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者
 - 三 法人であって、その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者があ
る者
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - ロ 指定金融機関が第二十六条第一項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であつた者で当該指定の取消しの日から五年を経過し

ないもの

5 主務大臣は、第一項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 銀行その他の政令で定める金融機関であること。
- 二 業務規程が法令及び危機対応円滑化業務実施方針に適合し、かつ、危機対応業務を適正かつ確実に遂行するために十分なものであること。
- 三 人的構成に照らして、危機対応業務を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有していること。

(指定の公示)

第十七条 主務大臣は、指定をしたときは、指定金融機関の商号又は名称、住所及び危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

- 2 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は危機対応業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定の更新)

第十八条 指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 第十六条の規定は、指定の更新について準用する。
- 3 主務大臣は、第一項の規定により指定が効力を失ったときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(承継)

第十九条 指定金融機関が危機対応業務に係る事業の譲渡をする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡及び譲受けについて主務大臣の認可を受けたときは、譲受人は、指定金融機関の地位を承継する。

- 2 指定金融機関である法人の合併の場合（指定金融機関である法人と指定金融機関でない法人が合併して指定金融機関である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（危機対応業務に係る事業を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について主務大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務に係る事業を承継した法人は、指定金融機関の地位を承継する。
- 3 第十六条及び第十七条第一項の規定は、前二項の認可について準用する。

(業務規程の変更の認可等)

第二十条 指定金融機関は、業務規程を変更しようとするときは、主務大臣の認可を

受けなければならない。

- 2 主務大臣は、指定金融機関の業務規程が危機対応業務の適正かつ確実な遂行上不
適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(協定)

第二十一条 公庫は、危機対応円滑化業務については、指定金融機関と次に掲げる事
項をその内容に含む協定（以下この条、附則第二十八条、第四十五条及び第四十六
条において「協定」という。）を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

一 指定金融機関は、次条第一項の規定による主務大臣の定めに従って危機対応業
務を行うこと。

二 第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引（次号において「特定取引」と
いう。）が行われる場合において、指定金融機関は、主務大臣が定めるところに
より金銭を支払い、これに対して、公庫は、指定金融機関の危機対応業務に係る
債務の弁済がなされないこととなった場合において、その弁済がなされないこと
となった額に主務大臣が定める割合を乗じて得た額に相当する金銭を支払うこ
と。

三 指定金融機関は、公庫と特定取引を行う場合において、公庫から当該特定取引
に係る金銭の支払を受けた後も、当該支払に係る債権の回収に努めること。

四 指定金融機関は、前号の規定により回収を行ったときは、当該回収により取得
した資産に相当する額に係る部分の額として主務大臣が定めるところにより計
算した金額を公庫に納付すること。

五 指定金融機関は、定期又は臨時に、その財務状況及び危機対応業務の実施状況
に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。

六 前各号に掲げるもののほか、指定金融機関が行う危機対応業務及び公庫が行う
危機対応円滑化業務の内容及び方法その他の主務省令で定める事項

- 2 公庫は、協定を締結しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければなら
ない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(危機対応円滑化業務の実施)

第二十二条 主務大臣は、第十一条第二項の規定による認定を行うときは、当該認定
の対象となるべき指定金融機関の危機対応業務及び公庫の危機対応円滑化業務に
ついて、対象とすべき事案、実施期間その他これらの業務の実施に関して必要な事
項として主務省令で定める事項を定めなければならない。

- 2 公庫は、前項の規定による主務大臣の定めに従って危機対応円滑化業務を行わ
なければならない。

- 3 主務大臣は、第十一条第二項の規定による認定を行ったときは、その旨及び第一
項の規定による定めの内容を指定金融機関及び公庫に通知するとともに、官報で公
示しなければならない。

(帳簿の記載)

第二十三条 指定金融機関は、危機対応業務について、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、危機対応業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(業務の休廃止)

第二十五条 指定金融機関は、危機対応業務の全部若しくは一部を廃止しようとするとき、又は危機対応業務を開始した場合において、当該危機対応業務の全部若しくは一部を休止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。

3 指定金融機関が危機対応業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関の指定は、その効力を失う。

(指定の取消し等)

第二十六条 主務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて危機対応業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十六条第四項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 指定の時点において第十六条第五項各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

三 不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は危機対応業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定の取消し等に伴う業務の結了)

第二十七条 指定金融機関について、第十八条第一項及び第二十五条第三項の規定により指定が効力を失ったとき、又は前条第一項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であった者又はその一般承継人は、当該指定金融機関が行った危機対応業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

(報告及び検査)

第五十九条 (略)

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、危機対応業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

3・4 (略)

(内閣総理大臣等への通知)

第六十六条 主務大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣その他の政令で定める大臣に通知するものとする。

- 一 第十一条第二項の規定による指定（第十八条第一項の指定の更新を含む。）
- 二 第十九条第一項及び第二項並びに第二十条第一項の認可
- 三 第二十条第二項、第二十四条及び第二十六条第一項の規定による命令
- 四 第二十六条第一項の規定による指定の取消し

2 主務大臣は、第二十五条第一項の規定による届出を受理したときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣その他の政令で定める大臣に通知するものとする。

株式会社日本政策金融公庫法施行令要綱

一 特定資金の範囲

株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務に係る特定資金として、対象となる事業資金を定めることとする。(第1条関係)

二 指定金融機関

1. 違反した場合、指定金融機関の指定を受けることができない法律として、指定金融機関となることができる金融機関の業法を定めることとする。(第2条関係)
2. 指定金融機関となることができる金融機関として、銀行(銀行法第2条第1項に規定する銀行をいう。)のほか預金取扱金融機関等を定めることとする。

(第3条関係)

3. 指定金融機関の指定の有効期間は、5年とすることとする。(第4条関係)

三 権限の委任

1. 主務大臣から内閣総理大臣に委任する権限として、株式会社日本政策金融公庫、受託法人及び指定金融機関に対する検査に関する権限のうち各業務に係る損失の危険の管理に対する権限を定めることとする。(第5条関係)

2. 上記に関連し、金融庁長官から財務局長等への権限の委任を定めることとする。

(第6条、第7条関係)

3. 主務大臣から地方支分部局の長に委任する権限として、指定金融機関からの届出の受理の権限等を定めることとする。(第8条関係)

四 通知

主務大臣が指定金融機関に対し一定の行政処分をした際に、当該指定金融機関の業法上の監督権限を有する大臣に通知することを定めることとする。(第9条関係)

五 附則

1. この政令は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から施行することとする。

(附則第1条関係)

2. 国民生活金融公庫等から承継する資産に係る評価委員の任命方法等を定めることとする。

(附則第2条関係)

株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）

（特定資金の範囲）

第一条 株式会社日本政策金融公庫法（次条第十号を除き、以下「法」という。）第二条第四号の政令で定める資金は、事業に必要な資金であつて、次に掲げるものとする。

一 法別表第一第八号から第十四号までの中欄に掲げる者が必要とする資金

二 次に掲げる者が必要とする資金（前号に掲げる資金を除く。）

イ 中小企業等協同組合

ロ 協業組合、商工組合又は商工組合連合会

ハ 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

ニ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合又は生活衛生同業組合連合会（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については、百人）以下の従業員を使用する者である場合に限る。）

ホ 酒造組合、酒造組合連合会又は酒造組合中央会（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者である場合に限る。）

ヘ 酒販組合、酒販組合連合会又は酒販組合中央会（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者である場合に限る。）

ト 内航海運組合又は内航海運組合連合会（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者である場合に限る。）

チ 輸出組合又は輸入組合（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が一億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする者については五千万円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時百人（小売業を主たる事業とする者については五十人、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三百人）以下の従業員を使用する者である場合に限る。）

リ 市街地再開発組合（直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする者については一億円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人である事業者又は常時五十人（卸売業又はサービス業を

主たる事業とする者については百人、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三百人）以下の従業員を使用する事業者である場合に限る。）

ヌ イからリまでに掲げる者の直接又は間接の構成員

三 設備の取得（設備の賃借権その他の設備の利用に係る権利の取得を含む。）、改良若しくは補修（以下この号において「取得等」という。）に必要な資金、当該設備の取得等に関連する資金又は事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要な資金（その貸付けに係る貸付金の償還期限、当該資金に係る債務の保証に係る債務の履行期限（ただし、当該債務の保証の日から起算する。）、当該資金の調達のために発行される社債の応募その他の方法による取得に係る社債の償還期限（ただし、当該取得の日から起算する。）及び当該資金に係る貸付債権の全部又は一部の譲受けをした場合の当該貸付債権に係る貸付金の償還期限（ただし、当該譲受けの日から起算する。）が一年未満のもの及び前二号に掲げるものを除く。）

四 前三号に掲げる資金に準ずるものとして主務省令で定める資金

（指定の基準となる法律の範囲）

第二条 法第十六条第四項第一号（法第十八条第二項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）
- 二 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）
- 三 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）
- 四 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）
- 五 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）
- 六 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）
- 七 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）
- 八 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）
- 九 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）
- 十 株式会社日本政策金融公庫法
- 十一 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）
- 十二 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）

（指定金融機関の範囲）

第三条 法第十六条第五項第一号（法第十八条第二項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める金融機関は、次のとおりとする。

- 一 銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。第九条第一項第一号において同じ。）
- 二 長期信用銀行（長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行をいう。第九条第一項第一号において同じ。）

三 信用金庫及び信用金庫連合会

四 信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う協同組合連合会（第九条第一項第一号において「信用協同組合連合会」という。）

五 労働金庫及び労働金庫連合会

六 農業協同組合（農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。第九条第一項第三号において同じ。）及び農業協同組合連合会（同法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。第九条第一項第三号において同じ。）

七 漁業協同組合（水産業協同組合法第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。第九条第一項第三号において同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。第九条第一項第三号において同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。第九条第一項第三号において同じ。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。第九条第一項第三号において同じ。）

八 農林中央金庫

九 株式会社商工組合中央金庫

十 株式会社日本政策投資銀行

（指定金融機関の指定の有効期間）

第四条 法第十八条第一項の政令で定める期間は、五年とする。

（内閣総理大臣への権限の委任）

第五条 法第五十九条第一項（法附則第三十八条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による主務大臣の立入検査の権限のうち株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の業務に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任する。ただし、主務大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。

2 法第五十九条第二項の規定による主務大臣の立入検査の権限のうち指定金融機関の危機対応業務に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任する。ただし、主務大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。

（財務局長等への権限の委任）

第六条 法第六十条第三項（法附則第三十八条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により金融庁長官に委任された権限（次条において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、公庫の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官がその権限を自ら行うことを妨げない。

- 一 法第五十九条第一項の規定による立入検査
 - 二 法第六十条第二項（法附則第三十八条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告（法第五十九条第一項に係る部分に限る。）
- 2 前項第一号の規定による権限で公庫の本店以外の支店その他の施設又は法第五十九条第一項の受託法人の事務所その他の施設（以下この条において「公庫の支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該公庫の支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。
- 3 前項の規定により公庫の支店等に対して立入検査を行った財務局長又は福岡財務支局長は、公庫の本店又は当該公庫の支店等以外の公庫の支店等に対する立入検査の必要を認めたときは、当該立入検査を行うことができる。
- 4 前二項の規定は、法附則第三十八条第二項及び第三十九条第二項において法第六十条第四項の規定を準用する場合について準用する。

第七条 長官権限のうち次に掲げるものは、指定金融機関の本店（主たる外国銀行支店（銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店をいう。）を含む。）又は主たる事務所（以下この条及び次条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官がその権限を自ら行うことを妨げない。

- 一 法第五十九条第二項の規定による立入検査
 - 二 法第六十条第二項の規定による報告（法第五十九条第二項に係る部分に限る。）
- 2 前項第一号の規定による権限で指定金融機関の本店等以外の営業所又は従たる事務所その他の施設（従たる外国銀行支店（銀行法第四十七条第二項に規定する従たる外国銀行支店をいう。）を含む。以下この条及び次条において「営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。
- 3 前項の規定により指定金融機関の営業所等に対して立入検査を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該指定金融機関の本店等又は当該営業所等以外の営業所等に対する立入検査の必要を認めたときは、当該立入検査を行うことができる。

（地方支分部局の長への委任）

第八条 法に規定する主務大臣の権限（法第六十条第一項の規定により内閣総理大臣に委任されたものを除く。）のうち、届出受理等権限は、次の表の上欄に規定する主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる

地方支分部局の長に委任する。ただし、監督命令等権限は、主務大臣が自ら行うことを妨げない。

主務大臣の権限	地方支分部局の長
財務大臣の権限	指定金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）
農林水産大臣の権限	指定金融機関の本店等の所在地を管轄する地方農政局長
経済産業大臣の権限	指定金融機関の本店等の所在地を管轄する経済産業局長

2 前項の「届出受理等権限」とは、次に掲げる権限をいい、同項の「監督命令等権限」とは、第二号及び第三号に掲げる権限をいう。

- 一 法第十七条第二項及び第二十五条第一項の規定による届出の受理
- 二 法第二十四条の規定による命令
- 三 法第五十九条第二項の規定による報告の求め又は立入検査

3 前項第三号に掲げる権限のうち指定金融機関の営業所等に関するものについては、第一項の表の下欄に掲げる地方支分部局の長のほか、当該営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）、地方農政局長又は経済産業局長も行うことができる。

4 前項の規定により指定金融機関の営業所等に対して報告の求め又は立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長若しくは福岡財務支局長、地方農政局長又は経済産業局長は、当該指定金融機関の本店等又は当該営業所等以外の営業所等に対する検査等の必要を認めたときは、当該検査等を行うことができる。

5 前各項の規定は、第二項に規定する届出受理等権限のうち主務大臣の指定するものについては、適用しない。

6 主務大臣は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

（処分を通知する大臣）

第九条 法第六十六条第一項の政令で定める大臣は、同項各号に掲げる処分が次の各号に掲げる金融機関に対するものである場合の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

- 一 銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会 内閣総理大臣
- 二 労働金庫及び労働金庫連合会 内閣総理大臣及び厚生労働大臣
- 三 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び農林中央金庫 農林水産大臣及び内閣総理大臣

四 株式会社商工組合中央金庫 経済産業大臣、財務大臣及び内閣総理大臣

五 株式会社日本政策投資銀行 財務大臣（株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法第九条第一項の承認を受けた場合にあっては、財務大臣及び内閣総理大臣）

- 2 法第六十六条第二項の政令で定める大臣は、法第二十五条第一項の規定による届出をした指定金融機関が前項各号に掲げる金融機関である場合の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

附 則

（施行期日）

- 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第十一号及び第十二号、第三条第九号及び第十号、第五条から第七条まで並びに第九条第一項第四号及び第五号の規定は、平成二十年十月一日から施行する。

（公庫が承継する資産に係る評価委員の任命等）

- 第二条 法附則第十九条第一項の評価委員は、次に掲げる者につき主務大臣が任命する。

一 財務省の職員 二人

二 厚生労働省の職員 一人

三 農林水産省の職員 一人

四 経済産業省の職員 一人

五 法第六条第一項に規定する公庫の役員等（公庫が成立するまでの間は、法附則第三条第一項の設立委員） 一人

六 学識経験のある者 四人以上

- 2 法附則第十九条第一項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。
- 3 法附則第十九条第一項の規定による評価に関する庶務は、財務省大臣官房政策金融課、厚生労働省健康局生活衛生課、農林水産省経営局金融調整課及び中小企業庁事業環境部金融課において処理する。

株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の
実施に関し必要な事項を定める省令について

第1 制定の趣旨

株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成20年政令第143号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めるもの。

第2 概要

（1）特定資金の範囲（第2条）

政令において範囲を定めた特定資金に該当する資金に準ずるものとして主務省令で定める資金については、現行政投銀法で政投銀の業務範囲として定められている設備資金等の返済資金に相当する資金を規定。

（2）危機対応円滑化業務実施方針（第3条）

危機対応円滑化業務実施方針の記載事項として、①新公庫の危機対応円滑化業務の実施体制、②新公庫が行う危機対応円滑化業務の概要（貸付け、損害担保、利子補給の対象や条件等）、③指定金融機関が行う危機対応業務の概要（貸付け等の条件）等に関する事項を規定。

（3）指定申請書及び業務規程の提出（第4条）

指定申請書及び業務規程提出の際の添付書類並びに指定申請書の記載事項を規定。

（4）業務規程の記載事項（第5条）

指定金融機関が指定申請を行う際に、申請書に添えて提出する業務規程の記載事項として、①指定金融機関の危機対応業務の実施体制（統括部署の設置、人的構成、危機対応業務を行う地域等）、②危機対応業務の実施方法（危機対応業務の種類、相手方、限度額等）、③新公庫から受ける信用供与の内容等に関する事項を規定。

（5）商号等の変更の届出（第6条）

指定金融機関が、商号、名称又は住所の変更の届出を行う際に、提出することが必要な書面を規定。

（6）指定金融機関の地位の承継に係る認可申請（第7条）

危機対応業務に係る事業の譲渡が行われる場合の譲渡及び譲受けに係る認可申請並びに指定金融機関の合併又は分割に係る認可申請の際に、提出することが必要な書面を規定。

（7）業務規程の変更の認可申請（第8条）

業務規程の変更について主務大臣の認可を受ける際に、提出することが必要な書面を規定。

(8) 協定に定める事項（第9条）

新公庫が指定金融機関と締結する協定に定めるべき事項として、新公庫法に定められた事項に加え、①危機対応業務及び危機対応円滑化業務の内容・方法、②危機対応業務に係る債権の管理等に関する事項を規定。

(9) 危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項（第10条）

主務大臣が、一般の金融機関が通常の条件により特定資金の貸付け等を行うことが困難であり、かつ、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行う際に、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関して必要な事項として、特定資金の貸付け等の対象者、利子補給金の支給に関する事項等を規定。

(10) 帳簿（第11条）

指定金融機関が、危機対応業務に関して具備・保存しなければならない帳簿の記載事項及び保存年限等を規定。

(11) 業務の休廃止の届出（第12条）

指定金融機関が業務の休廃止の届出を行う際に、提出することが必要な書面を規定。

(12) 内閣総理大臣へ通知する場合における通知の経由（第13条）

法第六十六条の規定により、主務大臣が内閣総理大臣へ通知を行う場合は、金融庁長官を経由して行うことを規定。

(13) 申請等の方法（第14条）

主務大臣に対する申請書等の提出は、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣のいずれか一の大臣に、正本一通及び副本二通を提出することにより行うことができる旨を規定。

(14) 経由官庁（第15条）

主務大臣に対する申請書等の提出及び主務大臣から指定金融機関に対する危機認定に係る通知を行う際の、経由官庁について規定。

(15) 標準処理期間（第16条）

申請が行われた場合に、主務大臣が当該申請に対する処分をするよう努めるものとされる期間について規定。

第3 施行期日

省令における用語について規定する第1条、特定資金の範囲について規定する第2条、危機対応円滑化業務実施方針の記載事項を定める第3条、業務規程の記載事項を定める第5条及び協定の記載事項を定める第9条については、公布の日（平成20年5月19日）から施行することとし、残りの規定は、平成20年7月14日から施行することとする。

以上

株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める
省令（平成二十年財務省・農林水産省・経済産業省令第二号）

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（特定資金の範囲）

第二条 令第一条第四号の主務省令で定める資金は、設備資金等の返済に必要な資金（設備資金等の調達のために発行された社債の償還に必要な資金を含む。以下この条において「対象資金」という。）とする。ただし、対象資金の貸付けに係る貸付金の償還期限、対象資金に係る債務の保証に係る債務の履行期限（ただし、当該債務の保証の日から起算する。）、対象資金の調達のために発行される社債の応募その他の方法による取得に係る社債の償還期限（ただし、当該取得の日から起算する。）及び対象資金に係る貸付債権の全部又は一部の譲受けをした場合の当該貸付債権に係る貸付金の償還期限（ただし、当該譲受けの日から起算する。）が一年未満のものは、この限りでない。

2 前項の「設備資金等」とは、次に掲げる資金（当該資金の貸付けに係る貸付金の償還期限、当該資金に係る債務の保証に係る債務の履行期限（ただし、当該債務の保証の日から起算する。）、当該資金の調達のために発行される社債の応募その他の方法による取得に係る社債の償還期限（ただし、当該取得の日から起算する。）及び当該資金に係る貸付債権の全部又は一部の譲受けをした場合の当該貸付債権に係る貸付金の償還期限（ただし、当該譲受けの日から起算する。）が一年未満のものを除く。）をいう。

一 設備の取得（設備の賃借権その他の設備の利用に係る権利の取得を含む。）、改良若しくは補修（以下この号において「取得等」という。）に必要な資金又は当該設備の取得等に関連する資金

二 事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ又は物品の購入等に必要な資金

3 対象資金に係る特定資金の貸付け等であって危機対応業務として行うものは、主務大臣が別に定める場合に限り、行うことができる。

（危機対応円滑化業務実施方針）

第三条 法第十五条第一項の危機対応円滑化業務実施方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 危機対応円滑化業務の実施体制に関する事項

二 危機対応円滑化業務に関する事項

イ 法第十一条第二項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する事項

- (1) 貸付けの対象
- (2) 貸付けの方法
- (3) 利率
- (4) 償還期限
- (5) 据置期間
- (6) 償還の方法
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、貸付けに関し必要な事項

ロ 法第十一条第二項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する事項

- (1) 補てんの範囲
- (2) 補てんの履行の方法
- (3) 補てんの履行の免責に関する事項
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、補てんに関し必要な事項

ハ 法第十一条第三項に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する事項

- (1) 利子補給金の支給の対象
- (2) 利子補給金の支給の方法
- (3) 利子補給金の支給の停止に関する事項
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、利子補給金の支給に関し必要な事項

三 危機対応円滑化業務による信用の供与の対象とする特定資金の貸付け等の条件に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、危機対応円滑化業務を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項

(指定申請書及び業務規程の提出)

第四条 法第十六条第二項（法第十八条第二項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。第十四条において同じ。）の規定による指定申請書及び業務規程の提出は、次に掲げる書面を添えてしなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 指定の申請に関する意思の決定を証する書面
- 三 役員の氏名及び略歴を記載した書面
- 四 法第十六条第四項各号に該当しないことを誓約する書面
- 五 役員が法第十六条第四項第三号イ及びロのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
- 六 法第十六条第五項第一号の金融機関としての行政庁の免許、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「免許等」という。）を受けていることを証する書面、その免許等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面
- 七 その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書面

2 前項の指定申請書は、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

- 一 商号又は名称及び住所
- 二 役員の役職名及び氏名
- 三 危機対応業務を行おうとする営業所又は事務所の名称及び所在地
- 四 危機対応業務を開始しようとする年月日
- 五 その他主務大臣が必要と認める事項

(業務規程の記載事項)

第五条 法第十六条第三項（法第十八条第二項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 危機対応業務の実施体制に関する事項
 - イ 危機対応業務を統括する部署に関すること。
 - ロ 危機対応業務に係る人的構成に関すること。
 - ハ 危機対応業務に係る監査の実施に関すること。
 - ニ 危機対応業務を行う地域に関すること。
 - ホ 危機対応業務に係る相談窓口の設置に関すること。
- 二 危機対応業務の実施方法に関する事項
 - イ 危機対応業務として行う特定資金の貸付け等（以下この号及び次号において「貸付け等」という。）の種類
 - ロ 貸付け等の相手方
 - ハ 貸付け等の対象となる資金
 - ニ 貸付け等の限度額
 - ホ 貸付け等の手続及び審査に関する事項
- 三 貸付け等のために必要な危機対応円滑化業務による信用の供与の内容に関する事項
- 四 危機対応業務に係る債権の管理に関する事項
- 五 危機対応業務に係る帳簿の管理に関する事項
- 六 危機対応業務の委託に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、危機対応業務の実施に関し必要な事項

(商号等の変更の届出)

第六条 法第十七条第二項の規定により商号若しくは名称又は住所（以下この項において「商号等」という。）の変更について届出をしようとする指定金融機関は、次に掲げる書面を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 次に掲げる事項を記載した届出書
 - イ 新商号等
 - ロ 旧商号等
 - ハ 変更予定年月日
 - ニ 変更の理由

二 その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書面

2 法第十七条第二項の規定により危機対応業務を行う営業所又は事務所（以下この項において「営業所等」という。）の所在地の変更について届出をしようとする指定金融機関は、次に掲げる書面を主務大臣に提出しなければならない。

一 次に掲げる事項（変更が営業所等の設置又は廃止によるものである場合は、イ及びロに掲げる事項を除く。）を記載した届出書

イ 変更前の所在地

ロ 変更後の所在地

ハ 変更が営業所等の設置によるものである場合は、設置する営業所等の所在地

ニ 変更が営業所等の廃止によるものである場合は、廃止する営業所等の所在地

ホ 変更予定年月日

ヘ 変更の理由

二 その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書面

（指定金融機関の地位の承継に係る認可申請）

第七条 法第十九条第一項の規定により危機対応業務に係る事業の譲渡及び譲受けについて認可を受けようとする者が同条第三項において準用する法第十六条の規定により申請を行おうとするときは、同条第二項に規定するもの（譲受人に係るものに限る。）のほか、次に掲げる書面を主務大臣に提出しなければならない。

一 次に掲げる事項を記載し、かつ、譲渡人及び譲受人が連署した認可申請書

イ 譲渡人及び譲受人の商号又は名称及び住所

ロ 譲渡及び譲受けの予定年月日

ハ 譲渡及び譲受けを必要とする理由

二 譲渡及び譲受契約書の写し

三 譲渡及び譲受けに関する意思の決定を証する書面

四 譲渡及び譲受けの手続を記載した書面

2 法第十九条第二項の規定により指定金融機関である法人の合併又は分割について認可を受けようとする者が同条第三項において準用する法第十六条の規定により申請を行おうとするときは、同条第二項に規定するもの（合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により危機対応業務に係る事業を承継する法人に係るものに限る。）のほか、次に掲げる書面を主務大臣に提出しなければならない。

一 次に掲げる事項を記載し、かつ、合併又は分割の当事者が連署（新設分割の場合にあっては、署名）した認可申請書

イ 当事者の商号又は名称及び住所

ロ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により危機対応業務に係る事業を承継する法人の商号若しくは名称及び住所

ハ 合併又は分割の方法及び条件

ニ 合併又は分割の予定年月日

- ホ 合併又は分割を必要とする理由
- 二 合併契約書の写し及び合併比率説明書又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書
- 三 合併又は分割に関する意思の決定を証する書面
- 四 合併又は分割の手続を記載した書面

（業務規程の変更の認可申請）

第八条 法第二十条第一項の規定により認可を受けようとする指定金融機関は、次に掲げる書面を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 次に掲げる事項を記載した認可申請書
 - イ 変更しようとする事項
 - ロ 変更予定年月日
 - ハ 変更の理由
- 二 新旧条文の対照表
- 三 変更後の業務規程
- 四 変更に関する意思の決定を証する書面
- 五 その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書面

（協定に定める事項）

第九条 法第二十一条第一項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 危機対応業務の内容及び方法に関する事項
- 二 危機対応円滑化業務の内容及び方法に関する事項
- 三 危機対応業務に係る債権の管理に関する事項
- 四 その他危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項

（危機対応業務等の実施に関し必要な事項）

第十条 法第二十二条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 危機対応業務の対象となる者
- 二 利子補給金の支給に関する事項
- 三 その他危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項

（帳簿）

第十一条 法第二十三条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第十一条第二項の規定による主務大臣の認定があつた事案（指定金融機関が当該事案に係る危機対応業務を行ったものに限る。以下この条において「危機事案」という。）
- 二 危機対応業務の実施状況
- 三 危機対応業務に係る債権の状況

四 危機対応業務を行うために株式会社日本政策金融公庫から受けた危機対応円滑化業務による信用の供与の状況

2 指定金融機関は、法第二十三条に規定する帳簿を記載するときは、危機事案ごとに区分して記載しなければならない。

3 前項の帳簿を保存しなければならない期間は、危機事案における危機対応業務に係る債権が弁済その他の事由により消滅した日から起算して五年とする。

(業務の休廃止の届出)

第十二条 法第二十五条第一項の規定により届出をしようとする指定金融機関は、次に掲げる書面を主務大臣に提出しなければならない。

一 次に掲げる事項を記載した届出書

イ 廃止又は休止しようとする危機対応業務の範囲

ロ 廃止又は休止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間

ハ 廃止又は休止の理由

二 廃止又は休止に関する意思の決定を証する書面

三 危機対応業務の全部又は一部の廃止の場合にあっては、当該廃止までの日程を記載した書面及び当該廃止後の措置を記載した書面

(内閣総理大臣へ通知する場合における通知の経由)

第十三条 法第六十六条の規定により主務大臣が内閣総理大臣に対して通知を行うときは、金融庁長官を経由してしなければならない。

(申請等の方法)

第十四条 法第十六条第二項、第十七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十条第一項、第二十五条第一項並びにこの省令の規定による主務大臣に対する指定申請書、認可申請書、届出書その他の書面（以下「申請書等」という。）の提出は、財務大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣のいずれか一の大任に、正本一通及び副本二通を提出することにより行うことができる。

(経由官庁)

第十五条 主務大臣に対する申請書等の提出は、指定金融機関等（指定金融機関及び法第十六条第一項の規定により指定の申請を行おうとする者をいう。以下この項において同じ。）の本店等の所在地を管轄する次の表に掲げる地方支分部局の長を経由して、それぞれ同表に掲げる主務大臣（前条の規定により申請書等を提出する場合は、財務大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣のいずれか一の大任）にしなければならない。ただし、北海道に本店等を有する指定金融機関等（農林水産大臣へ申請書等を提出する場合に限る。）又は令第八条第五項の規定により主務大臣が指定するものその他の主務大臣が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

地方支分部局の長	主務大臣
財務局長（指定金融機関等の所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長）	財務大臣
地方農政局長	農林水産大臣
経済産業局長	経済産業大臣

- 2 主務大臣は、指定金融機関に対して法第二十二條第三項に規定する通知を行う場合であつて、当該指定金融機関の本店等の所在地が前項の表に掲げる地方支分部局の長の管轄区域内にあるときは、当該地方支分部局の長を経由してこれを行うことができる。

（標準処理期間）

第十六條 主務大臣は、次に掲げる申請がその事務所に到達してから二月以内に当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

- 一 法第十六條第一項の規定による指定の申請
- 二 法第十八條第二項において準用する法第十六條の規定による指定の更新の申請
- 三 法第十九條第三項において準用する法第十六條の規定による指定金融機関の危機対応業務に係る事業の譲渡及び譲受け又は指定金融機関である法人の合併若しくは分割の場合に関する認可の申請
- 四 法附則第四十五條第二項の規定により株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の施行の際現に存する商工組合中央金庫がした認可の申請
- 五 法附則第四十六條第二項の規定により株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第五條に規定する設立委員がした認可の申請

2 主務大臣は、法第二十条第一項の認可に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

3 前二項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- 一 当該申請を補正するために要する期間
- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

附 則

この省令は、平成二十年七月十四日から施行する。ただし、第一条から第三条まで、第五条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

告 示 案 の 概 要

第1 「株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を定める件（案）」

1. 制定の趣旨

株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「法」という。）第11条第2項第2号に規定する取引（株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が、指定金融機関が行う特定資金の貸付け等に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合において、その債権者である指定金融機関に対してその弁済がなされないこととなった額の一部の補てんを行う取引をいう。以下「特定取引」という。）については、法第21条第1項第2号及び第4号において、

（1）特定取引が行われる場合に、指定金融機関が公庫に対して行う金銭の支払いの方法等

（2）特定資金の貸付け等に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合に、公庫が指定金融機関に対して行う補てんの割合

（3）公庫から特定取引に係る補てんを受けた債権について、指定金融機関が回収を行った場合に、公庫へ納付する額の計算方法

を主務大臣が定めることとされており、当該事項について定める告示を制定する必要があるもの。

2. 概要

（1）指定金融機関が公庫に対して行う金銭の支払いの方法等

① 指定金融機関は、特定取引の対象となる債権（以下「対象債権」という。）ごとに、第3条に定める方法により計算した額（以下「補償料」という。）を一括して公庫へ支払うことを規定（第2条）。

② 補償料の計算式を、一括償還の場合（付録第一）及び分割償還の場合（付録第二）について、それぞれ規定（第3条）。

③ 対象債権に係る年間補償料率を規定（第4条）。

（2）公庫が指定金融機関に対して行う補てんの割合

公庫が指定金融機関に対して行う補てんの割合として主務大臣が定める割合は百分の八十とすることを規定（第5条）。

(3) 特定取引に係る補てんを受けた債権について、指定金融機関が回収を行った場合の公庫へ納付する額

公庫から特定取引に係る補てんを受けた債権について、指定金融機関が回収（債権譲渡を含む。）を行った場合に公庫へ納付する金額は、当該回収により取得した金額から一定の費用等に充当した額を控除した額に百分の八十を乗じて得た額とすることを規定（第6条）。

(4) 適用

本告示は、平成 20 年 10 月 1 日から適用する。

第2 「株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令第十五条第一項ただし書の規定に基づき、主務大臣が別に定めるものを定める件（案）」

1. 制定の趣旨

株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令（平成 20 年財務省・農林水産省・経済産業省令第2号）第15条第1項では、指定金融機関及び指定金融機関としての指定の申請を行おうとする者が主務大臣に対して申請書等を提出する場合は、同項に定める地方支分部局の長を経由して行うこととされているが、そのただし書において、主務大臣が別に定める者に係る申請書等については、同項の規定の例外となることを規定しており、当該者について定める告示を制定する必要があるもの。

2. 概要

(1) 株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令第15条第1項の規定の例外となる者

第1号から第44号までに掲げる金融機関を規定の例外となる者として規定。

(2) 適用

本告示は、平成 20 年 7 月 14 日から適用する。

以上

「株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を定める件（案）」（財務省・農林水産省・経済産業省告示）

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（金銭の支払いの方法）

第二条 指定金融機関は、公庫と法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引（以下「特定取引」という。）を行う場合は、公庫に対し、次条に定める方法により計算した額の金銭（以下「補償料」という。）を支払わなければならない。

2 前項の場合において、指定金融機関は、特定取引の対象となる債権（以下「対象債権」という。）ごとに計算した補償料を一括して支払わなければならない。

（補償料の額）

第三条 対象債権に係る補償料の額は、次の各号に定める場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める算式により算出した額とする。

- 一 対象債権について一括して償還を受ける旨の契約を締結している場合（手形の割引又は手形の引受けの場合を含む。） 付録第一に定める算式
- 二 対象債権について分割して償還を受ける旨の契約を締結している場合 付録第二に定める算式

（補償料率）

第四条 対象債権に係る年間補償料率は、〇・三パーセントとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる率とする。

- 一 対象債権が法別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）第一条第二号イからヌまでに掲げる者に係るものである場合 〇・一パーセント
- 二 対象債権が法別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に係るもの（前号に該当するものを除く。）である場合 〇・二パーセント

（主務大臣が定める割合）

第五条 法第二十一条第一項第二号の主務大臣が定める割合は、百分の八十とする。

（公庫へ納付する額）

第六条 法第二十一条第一項第四号に規定する同項第三号の規定による債権の回収に

より取得した資産に相当する額に係る部分（以下「納付部分」という。）の額は、当該回収により取得した金額から次に掲げるものに充当した額の合計額を差し引いた額に前条に規定する割合を乗じて得た額とする。

- 一 債権（法第二十一条第一項第三号に規定する債権をいう。次項において同じ。）の管理及び回収について避けることができなかった費用
 - 二 未収利息（法第二十一条第一項第二号の規定により、公庫から金銭の支払いを受けた日までのもの）
 - 三 遅延損害金（法第二十一条第一項第二号の規定により、公庫から金銭の支払いを受けた日までのもの）
- 2 指定金融機関が、債権を譲渡した場合の納付部分の額は、前項の規定にかかわらず、当該譲渡の対価として得た額から同項第一号及び第二号に掲げるものに充当した額の合計額を差し引いた額に前条に規定する割合を乗じて得た額とする。
- 3 前二項の規定により計算した額が補てん額（法第二十一条第一項第二号の規定により公庫が指定金融機関へ支払いを行った金銭の額をいう。以下この項において同じ。）を超えている場合における納付部分の額は、前二項の規定にかかわらず補てん額とする。

付録第一（第三条第一号関係）

$$\text{補償料} = \text{特定資金の貸付け等の金額} \times \text{補てん割合} \times \text{補償料率} \times \text{補償期間の日数} \div 365$$

付録第二（第三条第二号関係）

$$\text{補償料} = \text{イ} + \text{ロ}$$

イ 初回約定返済日までの部分

$$\text{特定資金の貸付け等の金額} \times \text{補てん割合} \times \text{補償料率} \times \text{補償期間の日数のうち特定資金の貸付け等の実行日から初回約定返済日までの日数} \div 365$$

ロ 初回約定返済日の翌日から最終履行期限の日までの部分

$$\text{計算基準額} \div 2 \times \text{補てん割合} \times \text{補償料率} \times \text{補償期間の日数のうち初回約定返済日の翌日から最終履行期限の日までの日数} \div 365$$

備考

- 一 付録第一及び第二において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 - イ 補てん割合 第五条に定める割合をいう。
 - ロ 補償料率 第四条に定める対象債権に係る年間補償料率をいう。
 - ハ 補償期間の日数 特定取引に係る補償期間の日数をいう。
 - ニ 初回約定返済日 対象債権の元金に係る初回約定返済日をいう。
 - ホ 最終履行期限の日 対象債権に係る約定の最終履行期限の日をいう。

- へ 計算基準額 特定資金の貸付け等の残高（特定資金の貸付け等の金額から元金に係る初回約定返済金額を差し引いた額をいう。）に最終履行期限の日の元金に係る約定返済金額を加えた額をいう。
- 二 付録第一及び第二は、平年閏年を問わず適用するものとする。

「株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令第十五条第一項ただし書の規定に基づき、主務大臣が別に定めるものを定める件（案）」（財務省・農林水産省・経済産業省告示）

- 一 株式会社みずほ銀行
- 二 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
- 三 株式会社みずほコーポレート銀行
- 四 株式会社三井住友銀行
- 五 株式会社りそな銀行
- 六 株式会社新生銀行
- 七 株式会社あおぞら銀行
- 八 シティバンク銀行株式会社
- 九 株式会社ゆうちょ銀行
- 十 株式会社セブン銀行
- 十一 株式会社ジャパネット銀行
- 十二 ソニー銀行株式会社
- 十三 イーバンク銀行株式会社
- 十四 株式会社新銀行東京
- 十五 日本振興銀行株式会社
- 十六 住信ＳＢＩネット銀行株式会社
- 十七 株式会社イオン銀行
- 十八 中央三井信託銀行株式会社
- 十九 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
- 二十 みずほ信託銀行株式会社
- 二十一 住友信託銀行株式会社
- 二十二 エス・ジー・信託銀行株式会社
- 二十三 ステート・ストリート信託銀行株式会社
- 二十四 ＪＰモルガン信託銀行株式会社
- 二十五 あおぞら信託銀行株式会社
- 二十六 オリックス信託銀行株式会社
- 二十七 株式会社しんきん信託銀行
- 二十八 中央三井アセット信託銀行株式会社
- 二十九 資産管理サービス信託銀行株式会社
- 三十 新生信託銀行株式会社
- 三十一 日興シティ信託銀行株式会社
- 三十二 日証金信託銀行株式会社
- 三十三 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

- 三十四 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- 三十五 農中信託銀行株式会社
- 三十六 野村信託銀行株式会社
- 三十七 リソナ信託銀行株式会社
- 三十八 株式会社整理回収機構
- 三十九 株式会社第二日本承継銀行
- 四十 株式会社横浜銀行
- 四十一 株式会社静岡銀行
- 四十二 株式会社北陸銀行
- 四十三 株式会社商工組合中央金庫（株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の施行の際現に存する商工組合中央金庫を含む。）
- 四十四 株式会社日本政策投資銀行（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第五条に規定する設立委員を含む。）

危機対応円滑化業務実施方針の骨子

第1章 総則

1 危機対応円滑化業務の実施体制に関する事項（第3条関係）

公庫は、危機対応円滑化業務を実施するために必要な専任の部署を本店に設置し、その部署に当該業務を統括する責任者を置くものとする。

2 指定金融機関が行う特定資金の貸付け等の条件に関する事項（第4条関係）

（1）特定資金の貸付け等の取扱期間

危機認定告示に定める期間

（2）特定資金の貸付け等の相手方

事業者

（3）特定資金の限度額

主務大臣が認定する危機ごとに1事業者あたり20億円とする。ただし、主務大臣が特に必要と認める場合はこの限りでない。

（4）特定資金の償還期限

① 設備資金については原則として20年以内

② 運転資金については原則として10年以内

（5）担保・保証人

必要に応じ担保・保証人を徴する。

第2章 業務に関する事項

1 指定金融機関に対する貸付けの条件に関する事項（第5条関係）

（1）利率

公庫が調達する財政融資資金の利率と同じ利率

（2）償還期限

7年、10年、15年又は20年

（3）償還方法

半年賦元金均等償還

（4）指定金融機関における不用資金の取扱

1 危機における取扱期間を経過した場合、繰上償還に係る補償金（手数料）と共に、不用額分を公庫へ繰上償還する。

2 損害担保取引の条件に関する事項（第6条関係）

（1）補償料率

損害担保取引に係る告示に定める料率

（2）損害担保取引の範囲

特定資金の貸付け等の元金に相当する金額に対して、損害担保取引に係る告示に定める割合を乗じた金額とする。

（3）免責事由

指定金融機関が協定に違反した場合その他の指定金融機関の責に帰すべき事項に該当する場合は、公庫は指定金融機関に対する補償金の支払いについて、その全部又は一部の責を免れるものとする。

3 債権回収義務及び公庫への納付義務（第8条関係）

指定金融機関は、公庫から補償金の支払いを受けた後も特定資金に係る債権について回収義務を負うものとし、回収があった場合は、当該回収金の一部を公庫に納付しなければならない。

4 利子補給金の支給に関する事項（第9条関係）

（1）利子補給率

危機認定告示に定める利子補給率

（2）支給対象期間

危機認定告示に定める期間

（3）支給方法

半期ごとに、指定金融機関からの請求を受け、指定金融機関に対し利子補給金を支給する。

（4）支給の停止

- ① 期限の利益を喪失した場合
- ② 延滞開始後3ヵ月を経過した場合

5 禁止事項（第10条関係）

指定金融機関は、法に基づく命令（告示を含む。）又は業務規程に特段の定めがある場合を除き、旧債振替又は危機対応業務の第三者委託を行ってはならない。

（以 上）

○危機対応円滑化業務実施方針

第1章 総 則

(目的)

第1条 危機対応円滑化業務実施方針は、危機対応円滑化業務（株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「法」という。）第11条第2項及び第3項に規定する業務をいう。以下同じ。）の方法、条件その他の必要となる基本的事項を定め、もって当該業務の効果的かつ効率的な実施に資することを目的とする。

(発動の要件)

第2条 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、法第22条第3項の規定により主務大臣から危機対応円滑化業務の実施に関して必要な事項を定めた通知（以下「危機認定の通知」という。）を受けた場合には、危機対応円滑化業務を行うものとする。

(体制等の整備)

第3条 公庫は、危機対応円滑化業務を円滑に実施するため必要な専任の部署を本店に設置し、その部署に当該業務を統括する責任者を置くものとする。

(特定資金の貸付け等に関する事項)

第4条 公庫が危機対応円滑化業務による信用の供与の対象とする特定資金（法第2条第4号に規定する特定資金をいう。以下同じ。）の貸付け等（法第2条第5号に規定する業務（以下「危機対応業務」という。）として行う同号に規定する特定資金の貸付け等をいう。以下同じ。）は、次の各号に定めるところにより行われるものとする。

一 特定資金の貸付け等の取扱期間

危機認定の通知に定められた実施期間内（指定金融機関（法第11条第2項柱書に規定する指定金融機関をいう。以下同じ。）が当該実施期間内に特定資金の貸付け等に係る申込みを受理した場合を含む。）とする。

二 特定資金の貸付け等の相手方

事業者とする。

三 特定資金の貸付け等の限度額

法第11条第2項の規定による認定ごとに、一事業者につき20億円（特定資金の貸付けにおける元金、特定資金に係る手形の割引又は引受けにおける手形金額、債務の保証の対象となった特定資金に係る債権の額、特定資金の調達のために発行される社債の応募その他の方法による取得金額及び特定資金に係る貸付債権の全部又は一部の譲受けにおける当該譲受けに係る貸付債権の譲渡金額の合計額）とする。ただし、主務大臣が特に必要と認めるときは、この限りでない。

四 特定資金の貸付け等の償還期限、据置期間及び償還方法

別表に定めるところによる。

五 担保

必要に応じ担保を徴する。

六 保証人

必要に応じ保証人を徴する。

第2章 業務に関する事項

(指定金融機関に対する資金の貸付けの条件に関する事項)

第5条 公庫が指定金融機関に対して行う、特定資金の貸付け等に必要な資金の貸付けは、次の各号に定めるところにより行う。

一 対象となる特定資金の貸付け等

特定資金の貸付け、特定資金の調達のために発行される社債の応募その他の方法による取得及び特定資金に係る貸付債権の全部又は一部の譲受けとする。

二 貸付けの方法

証書貸付とする。

三 利率

公庫が指定金融機関に対する貸付けのために国から借入れる財政融資資金の利率と同じ利率とする。

四 償還期限

7年、10年、15年又は20年とする。

五 据置期間

3年とする。ただし、償還期限が7年又は10年の貸付けについては2年とする。

六 償還方法

半年賦元金均等償還とする。

七 不用資金の返済

指定金融機関は、公庫から借り入れた資金の全部又は一部について、前条第1号に規定する取扱期間を経過した時点において、特定資金の貸付け等に必要な資金として使用しないこととなった場合は、当該使用しないこととなった額を公庫に返済するものとする。

八 繰上償還に係る補償金

指定金融機関が公庫に対し繰上償還（前号の規定による公庫への返済を含む。この号において同じ。）を行う場合に公庫に対し支払うこととなる繰上償還に係る補償金その他の取扱いについては、法第21条第1項柱書に基づき公庫と指定金融機関の間で締結する協定（以下「協定」という。）で定めるところによる。

(損害担保取引の条件に関する事項)

第6条 公庫が行う損害担保取引（指定金融機関が行う特定資金の貸付け等に係る債務の全

部又は一部の弁済がなされないこととなった場合において、その債権者である指定金融機関に対してその弁済がなされないこととなった額の一部の補てんを行う取引をいう。以下同じ。）は、次の各号に定めるところにより行う。

一 補償料率

主務大臣が定めるところによる。

二 補てんの範囲

特定資金の貸付け等に係る債権（特定資金に係る債務の保証の場合にあつては、当該保証の対象となった特定資金に係る債権。次号において同じ。）の最終履行期限（期限の利益喪失の日を含む。債務の保証の場合にあつては当該保証の対象となった特定資金に係る債権についての保証履行日。次号において同じ。）における元金（特定資金に係る手形の割引又は引受けの場合にあつては手形金額、特定資金に係る債務の保証の場合にあつては当該保証の履行により取得した求償権の額、特定資金の調達のために発行される社債の応募その他の方法による取得の場合にあつては取得金額又は特定資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けの場合にあつては当該譲受けに係る貸付債権の譲渡金額）の残存額に相当する額に主務大臣が定める割合を乗じて得た額の範囲内とする。

三 補償金の請求

補償金（損害担保取引に基づく補てんのため公庫が指定金融機関に対し交付する金銭をいう。以下同じ。）の請求は、原則として特定資金の貸付け等に係る債権の最終履行期限の日から 90 日を経過した日以降に行うことができるものとする。

四 免責事由

指定金融機関が協定に違反した場合その他の指定金融機関の責に帰すべき事由に該当するものとして協定に定める事項に該当する場合については、公庫は指定金融機関に対する補償金の支払いについて、その全部又は一部の責を免れるものとする。

（補償金の支払いに係る公庫の審査）

第 7 条 公庫は、指定金融機関に対して補償金を支払う場合は、前条第 4 号に定める免責事由等に照らし、適正な審査を行うものとする。

（債権回収義務及び公庫への納付義務）

第 8 条 指定金融機関は、特定資金の貸付け等について公庫から補償金の支払いを受けた後も、協定で定めるところにより、当該特定資金の貸付け等に係る債権（債務の保証若しくは手形の引受けの場合にあつては、当該保証の履行若しくは引受けの履行により取得した求償権又はこれに準ずる債権。次項において同じ。）の回収に努めるものとする。

2 指定金融機関は、特定資金の貸付け等について公庫から補償金の支払いを受けた後、当該特定資金の貸付け等に係る債権について回収を行った場合は、協定で定めるところにより、回収金に相当する額の一部を公庫に納付するものとする。

（利子補給金の支給に関する事項）

第 9 条 公庫が指定金融機関に対して行う利子補給金の支給は、次の各号に定めるところに

より行う。

一 対象となる特定資金の貸付け等

主務大臣が定めるところにより行う特定資金の貸付け及び特定資金に係る貸付債権の全部又は一部の譲受けとする。

二 利子補給率

主務大臣が定めるところによる。

三 支給対象期間

主務大臣が定めるところによる。

四 支給方法

公庫は、半期ごとに、指定金融機関からの請求により利子補給金を支給するものとする。

五 支給の停止

公庫は、特定資金の貸付け等に係る債権について期限の利益を喪失した場合又は延滞開始後3ヵ月を経過した場合は、期限の利益喪失の日又は延滞開始後3ヵ月を経過した日の翌日以降の利子補給金に相当する額については支給しないものとする。

(禁止事項)

第10条 指定金融機関は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。ただし、第1号に掲げる行為については法に基づく命令（告示を含む。）に、第2号に掲げる行為については業務規程（法第16条第2項に規定する業務規程をいう。）に特段の定めがある場合はこの限りでない。

一 既存の債権の弁済を行うために特定資金の貸付け等を行うこと。

二 危機対応業務の全部又は一部を第三者に委託すること。

別表

	1. 償還期限(債務の保証にあっては債務の履行期限、手形の割引又は手形の引受けにあっては手形の満期日)	2. 据置期間(債務の保証にあっては保証対象となる特定資金に係る債権の据置期間)	3. 償還方法(債務の保証にあっては保証対象となる特定資金に係る債権、貸付債権の全部又は一部の譲受けにあっては譲受けの対象となる貸付債権の償還方法)
イ 貸付け(証書貸付又は手形貸付に限る。)	原則として20年以内(設備資金) 原則として10年以内(運転資金)	2年以内	害賦償還(元金均等償還に限る。)又は一括償還
ロ 手形の割引	1年以内	—	—
ハ 債務の保証(債務の保証の履行の方法は、代位弁済の方法に限る。)	原則として20年以内(設備資金) 原則として10年以内(運転資金)	2年以内	害賦償還(元金均等償還に限る。)又は一括償還
ニ 手形の引受け	1年以内	—	—
ホ 社債の取得(応募その他の方法による取得に限る。)	原則として20年以内(設備資金) 原則として10年以内(運転資金)	2年以内	害賦償還(元金均等償還に限る。)又は一括償還
ヘ 貸付債権(証書貸付又は手形貸付によるものに限る。)の全部又は一部の譲受け	原則として20年以内(設備資金) 原則として10年以内(運転資金)	2年以内	害賦償還(元金均等償還に限る。)又は一括償還

(注1) 上記1及び2については、手形の割引にあっては手形の割引の日から、債務の保証にあっては債務の保証の日から、手形の引受けにあっては手形の引受けの日から、社債の取得にあっては社債の取得の日から、貸付債権の全部又は一部の譲受けにあっては貸付債権の譲受けの日から、それぞれ起算する。

(注2) 上記2については、損害担保取引の对象となる特定資金の貸付け等、上記3については、損害担保取引又は貸付債権の支給の对象となる特定資金の貸付け等の場合に限る。

危機対応円滑化業務に係る協定書（案）の骨子

第1章 総則

1. 危機対応業務の実施（第2条関係）

指定金融機関は、危機の発生時に主務大臣が行う危機認定の通知に従い、危機対応業務を行う旨規定。

2. 資金使途の制限（第4条関係）

- ① 指定金融機関が行う貸付け等の資金使途は、法第2条第4号に定める特定資金に限る旨規定（第1項）。
- ② 指定金融機関が行う貸付け等により、既存の債権の弁済にあててはならない旨規定（第2項）。

3. 適切な審査義務（第5条第2項関係）

指定金融機関が貸付け等を行う場合の適切な審査義務について規定。

第2章 業務

第1節 ツーステップ・ローン

指定金融機関に対する資金の交付（第6条第1項関係）

公庫は、指定金融機関からの申請により、指定金融機関が危機対応業務を行うために必要な資金を交付する旨規定。

第2節 損害担保取引

1. 補償金の支払い（第12条関係）

- ① 指定金融機関は、債務者が最終履行期限（期限の利益喪失の日を含む。）の日から90日を経過した時点において、なお、その債務の全部又は一部を履行しなかったときは、公庫に対し、補償金の支払い請求を行うことができる旨規定（第1項）。
- ② 公庫は、指定金融機関から補償金の支払い請求があった場合は、第16条の免責規定に照らし審査を行い、補償金の支払いについての決定を行う旨規定（第2項）。
- ③ 指定金融機関が貸付け等を行った日から6ヵ月以内の事故案件について、補償金の支払い請求を行う場合は、事故が発生するに至った事情及び経緯等についての説明書類を提出しなければならない旨規定（第3項）。

2. 回収金の納付（第 15 条関係）

指定金融機関は、補償金の支払いを受けた貸付け等について回収を行ったときは、主務大臣が定めるところにより計算した額を公庫に対し納付する旨規定。

3. 免責（第 16 条関係）

公庫は、次の各号に該当するときは、損害担保取引に係る補償金の支払いについて、その全部又は一部の責を免れる旨規定。

- ① 指定金融機関の故意又は重大な過失により貸付け等に係る債権の全部又は一部の返済を受けることができなかったとき。
- ② 指定金融機関が貸付け等を行った日に先立って事故が発生したとき。
- ③ 指定金融機関が第 5 条第 2 項の審査義務に違反したときその他協定に違反したとき。

第 3 節 指定金融機関に対する利子補給（第 17 条関係）

指定金融機関は、主務大臣が危機対応業務について利子補給を行うことを認めたときは、主務大臣が定める利子補給の条件及び公庫が定めるところに従い、公庫に対し利子補給の申請をすることができる旨規定。

第 3 章 期中管理

1. 回収義務（第 19 条第 2 項関係）

指定金融機関は、補償金の支払いを受けた貸付け等について、指定金融機関のその他の債権と同様に回収に努めなければならない旨規定。

2. 債権譲渡・元金の免除等（第 19 条第 3 項関係）

指定金融機関は、補償金の支払いを受けた貸付け等について、原則として、①債権譲渡、②元金の免除、③劣後ローンへの転換を行ってはならない旨規定。

第 4 章 雑則

業務委託の禁止（第 22 条関係）

指定金融機関は、業務規程に定めるものを除き、危機対応業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない旨規定。

（以 上）

危機対応業務に関する規程（案）の骨子

1. 危機対応業務の実施体制に関する事項

- (1) 統括部署の設置（第2条）
- (2) 人員体制（第3条、第4条）
 - ①統括部署に危機対応業務責任管理者を置く
 - ②実施部店に危機対応業務主任者を置く
- (3) 監査体制（第5条）
- (4) 業務を行う地域（第6条）
- (5) 相談窓口の設置（第7条）

2. 危機対応業務の実施方法に関する事項

- (1) 提供する業務の種類等（第8条～第10条）
 - ①業務の種類
貸付け、債務の保証（手形の引受けを含む）、社債の取得、貸付
債権の全部又は一部の譲受け
 - ②業務の限度額
公庫の危機対応円滑化業務実施方針で定める範囲内
 - ③対象資金
復旧等に必要と合理的に見積もられる、設備資金・運転資金
 - ④使途の確認
 - ⑤適切な審査
- (2) 資金の貸付け等（資金の貸付け、債務の保証、社債の取得、貸付
債権の譲受け）に関する事項（第11条～第14条）

①利率、保証料率、利回り

一般の金融情勢に応じ、信用補完措置等を勘案して決定

②償還期限、保証期間

原則として、設備資金20年以内、運転資金10年以内

③担保・保証

当行内所定の基準による

(3) 重複利用防止策(第15条)

同一の資金使途について、他の指定金融機関からの危機対応業務を重複して利用をしていない旨を確認(協調融資を除く)

3. 公庫から受ける信用供与の内容(第16条)

公庫からの資金の借入れ、公庫による損害の担保、公庫からの利子補給金の受給

4. 資産および資料の管理(第17条、第18条)

(1) 危機対応業務において取得した資産の区分管理

(2) 善良なる管理者の注意義務による資金回収

(3) 取引終了後5年間の帳簿等資料の管理義務

以 上